

## 中国現地法人での電子手形サービス取り扱い開始について

株式会社みずほコーポレート銀行(頭取:佐藤康博)の中国現地法人みずほコーポレート銀行(中国)有限公司(以下、みずほ中国)が、中国人民银行(以下、PBOC)宛に提出していた電子商業為替手形サービスリリース申請がこのほど正式に認可されました。これを受け、7月23日より現地にて電子手形サービスの提供を開始し、第一号案件として伊藤忠商事株式会社の中国現法である上海伊藤忠商事有限公司と契約を締結し、取引を開始しました。

中国においては1996年1月に手形小切手法が施行され、手形決済の明文化が図られました。しかしながら、紙ベースの手形においては偽造手形の流通や要件不備の頻発等種々の問題があり、より安心して利用できる仕組みが求められるようになりました。そこでPBOCは2009年11月に①手形管理手段・レベルの向上②紛失・毀損・盗難等への対策③偽造手形犯罪の防止④取引効率向上・コスト削減⑤統一手形市場の形成・発展を目的に電子手形システムを稼動させました。みずほ中国はPBOCの正式認可を受け、邦銀として初めてインターネットベースで当該電子手形サービスの提供を開始するものです。

当行ではお取引先の決済ニーズにあわせたサービスの提供を通じて、今後ともお取引先への一層のサービス向上を目指していきます。

### ■電子手形システムイメージ

